

古河市こどもの居場所支援事業仕様書

1 件 名 古河市こどもの居場所支援事業仕様書

2 履行場所 古河市

3 履行期間 契約締結日の翌日から令和 12 年 3 月 31 日まで

4 事業の目的

(1) こどもの居場所を取り巻く現状と課題

こども家庭庁「こどもの居場所づくりに関する指針」（以下、指針という。）では、こどもにとって居場所は生きる上で不可欠な要素であり、居場所がないことは、人とのつながりが失われ、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題であると示されている。

これを踏まえて古河市の現状を見ると、多くの古河市のこどもにとってほっとできる居場所は自宅のみであり、自宅や学校以外の居場所を持つこどもは少ないことから、仮に自宅が居場所でなくなってしまうと、たちまち孤独・孤立状態に陥ってしまう等、こどもにとってよい環境とは言い難い。一方で、既往研究等によると、こどもが居場所を複数持つことで、こどもの状態が好転することが期待される。

(2) 本事業を通して目指す姿

古河市では、居場所をこどもにとっての『インフラ』と捉え、令和 7 年度から施行する古河市こども計画の重点事業に位置付け、「古河市のこどもが『自分が自分らしくいられる居場所』を多数持つこと」を目指し、本事業を実施する。

ただし、指針においては、こどもが居場所と感ずること、大人が行う居場所づくりには隔たりがあることを認識することの重要性が示されており、また、居場所づくりを行う大人は「居場所を通してこどもたちにこういう変化が起きてほしい」という思いをこどもに押し付けるべきではないという有識者の指摘を踏まえ、本事業は、「居場所づくり」の視点に立ち、「古河市のこどもが複数の居場所を持つことができるよう、市内に多数の居場所がある状態にする」ことを目指す。多数の居場所が市内にあることにより、古河市のこどもたちが自ら「自分が自分らしくいられる場所」を見つけ、多数の居場所を持つことができる状態に至ると考えている。

なお、古河市においては、本事業は、こどもが複数の居場所を持つための第一段階として位置付けており、事業終了後もこどもの居場所が地域の中で居場所が継続し、増えていくことを目指すものである。

(3) 居場所の定義

本事業における居場所とは、「自宅・学校以外で、こども自身が自分らしくいられると感ずる場所」であり、市内外の民間各社が古河市内で運営を行うものを指す。

また、指針に沿うものであり、以下の要件をすべて満たすものを指す。

- ① 民間各者が「こどもが自分らしくいられる」と考えて設置・運営するこどものための場（リアルな場/仮想の場）やサービス。
- ② 民間各者とは、地域住民、非営利団体（任意団体、NPO、ボランティア団体、組合、地域団体等）、営利団体（会社）、公共機関のうち、本事業の受託者がコーディネーターとして組成・運営するネットワーク（以下、NW という。）に賛同した者を指す。
- ③ 民間各者の居場所は、原則として、本事業の受託者が作成する「居場所マップ」に掲載するものとする。ただし掲載がふさわしくない居場所は、古河市に確認の上、掲載しないものとする。
- ④ 民間各社の居場所には、原則として、こどもを見守る大人が配置されていること。
- ⑤ 民間各社の居場所には、責任者が一人以上配置され、利用するこどもの安全が確保されなければならない。
- ⑥ 民間各社の居場所は、どんなこどもも来ることができるよう、利用料金の設定には配慮されなければならない。

5 対象者

古河市の地域住民、居場所を運営している団体及び居場所の立上げ・運営を検討する団体等（以下、団体等という。）。

6 事業手法

事業目標を実現するために、SIB 手法を導入する。

7 業務内容

本事業は SIB 手法を導入することから、受託者は、自らの提案に基づき、目指す成果の達成に資する業務を対象者に対して実施すること。ただし、受託者は以下の必須業務を実施しなければならない。

(1) 必須業務

ア NW の組成・運営

受託者は、居場所のコーディネーターとして以下の要件に当てはまる NW を令和 7 年度（事業 1 年目）に組成し、運営を開始すること。

(ア)NW の要件

NW とは、団体等による集合体であり、これら以外の者が参加することも妨げない。

希望者が NW 参加の意思表示をしたことをもって NW の参加者とみなす。意思表示の方法は古河市と協議の上決定すること。

受託者は NW に以下の機能を付与すること。なお、令和 7 年度（事業 1 年目）に全ての機能を確保する必要はなく、受託者の判断により優先度の高いものから順次確保すればよい。

- ① 居場所を運営する団体等を支援する機能

- ② 居場所の立上げ・運営を検討する団体等を支援する機能
- ③ こどもに居場所を周知する機能
- ④ 困難を抱えるこどもの早期発見・早期支援につながる機能（古河市における福祉分野との連携を含む。）

イ 団体等の探索・把握

受託者は、NW の参加者を増やし、また、古河市内に多数の居場所が継続してある状態を目指すことを踏まえ、団体等を積極的に探索し、把握すること。なお、探索においては、こどもの視点から居場所である場・機会（例：駄菓子屋）、結果的に居場所になっている場・機会（例：商業施設）も含めるものとし、こどものニーズ等の現状も把握すること。

ウ 居場所に対する補助金交付

受託者は、交付額、交付方法、交付対象を設定し、提案する。補助金は年間総額 150 万円とし、総額を変えることはできない。

対象となる活動は次のとおり。

①継続活動

こどもの居場所の運営を継続する活動

②取組の促進につながる活動

団体を新規に立ち上げる活動

こどもの居場所を広げる活動

こどもの居場所の増加に繋がる活動

継続活動、取組の促進につながる活動、それぞれ 1 種類以上の補助金を設定すること。

交付上限額は次のとおり。

継続活動 10 万円

取り組みの促進につながる活動 20 万円

なお、補助金の使途等詳細については、優先交渉権者決定後に古河市と協議の上決定する。

エ 成果マネジメント

受託者は、事業期間中、「目指す姿の実現につながっているか」という観点から業務をモニタリングし、また、必要に応じて業務内容を見直すこと。

オ 進捗共有

受託者は、月報、年報を作成し、業務実施状況を古河市に報告すること。月報、年報のフォーマットは受託者が提案し、古河市と協議の上決定する。

古河市及び受託者は、事業期間中、毎月進捗共有を行い、「目指す姿の実現につながっているか」という観点から協議を行い、必要に応じて業務内容等を変更する。

(2) 受託者独自の専門的知見・スキル・アドバンテージを活かした提案

受託者独自のアドバンテージや、これまでに培った専門的知見、スキル等を活かして、業務成果や業務効率のより一層の向上に資する方策を提案し、市と協議した後に本事業で実施する。なお、提案については、「(1) 必須業務」との関連性は問わない。

8 成果指標

成果指標は以下のとおりとする。なお、各指標の位置づけは、下記のロジックモデルを参考にすること。

アクティビティ指標、アウトプット指標においては、優先交渉権者決定後に古河市と協議の上決定する。

アクティビティ指標①

受託者が提案した、「周りの大人」に対して居場所の理解を促すための周知を行ったことを表す成果指標

「周りの大人」がこどもの居場所に対する理解を深めることで、居場所を支援・応援する地域が形成されることから、こどもは居場所に行き、過ごしやすくなり、また、居場所運営者は負担が軽減する。その結果として、事業目標「NW に参加する居場所が市内に多数ある」という状態につながる。「『周りの大人』に対する居場所の理解を促すための周知」はその出発点として重要であることから、成果指標に設定する。

本成果指標の設定・運用における留意事項は以下のとおりであり、受託者はこれを踏まえて成果指標案を提案しなければならない。

- ① 「周りの大人」とは、こどもを取り巻く大人を指し、具体的には、保護者、地域住民、非営利団体、営利団体、行政（学校含む）等を想定する。
- ② 受託者は全ての「周りの大人」に周知する必要はなく、周知の対象とする「周りの大人」を提案すること。
- ③ 受託者は多人数に対する周知を重視すること。
- ④ 具体的な周知対象、方法、時期、場所、内容は受託者が提案し、古河市と協議の上決定する。なお、年度内に複数回周知を行う場合は毎回同じである必要はなく、また、毎年度同じである必要もない。
- ⑤ 成果指標の評価は原則として古河市が行う。そのため、古河市に追加の支出が生じない成果指標を提案すること（例：月報・年俵を用いて評価可能な成果指標）。月報、年報を用いて実施できる評価方法とし、古河市に追加の支出が発生しないよう留意すること。

アクティビティ指標②

受託事業者が提案した、居場所の立上げにつながる周知を行ったことを表す成果指標

事業目標「NW に参加する居場所が市内に多数ある」状態を実現するには、「『周りの大人』が居場所の立上げに関心を持つ」、「居場所運営者、居場所の立上げ意向のある団体等が NW に参加する」、

「NWに参加する団体等が、居場所を新規に立ち上げる」というステップが不可欠であり、「居場所の立ち上げにつながる周知」はその出発点として重要であることから、成果指標に設定する。

本成果指標の設定・運用における留意事項は以下のとおりであり、受託者はこれを踏まえて成果指標を提案しなければならない。

- ① 年度内に複数回周知を行う場合は毎回同じである必要はなく、また、毎年度同じである必要もない。
- ② 成果指標の評価は原則として古河市が行う。そのため、受託者は評価にあたり、古河市に追加の支出が生じない成果指標を提案すること。（例：月報、年報を用いて評価可能な成果指標）。

アウトプット指標①

受託事業者が提案した、「周りの大人」に対して居場所への理解を促すための周知を行った結果（産出物）を表す成果指標

アクティビティ指標①の結果を表す成果指標であり、業務内容見直し、改善するための目安になることから、成果指標に設定する。

本成果指標の設定・運用における留意事項は以下のとおりであり、受託者はこれを踏まえて成果指標を提案しなければならない。

- ① アクティビティ指標①の結果を表し、また、アウトカム指標①・②につながる指標であること。
- ② 成果指標の評価は古河市が行う。そのため、受託者は、評価にあたり古河市に追加の支出が生じない成果指標を提案すること。（例：月報・年報を用いて評価可能な成果指標）。原則として月報、年報で確認できる評価方法とし、古河市に追加の支出が発生しないよう留意すること。

アウトプット指標②

受託事業者が提案した、居場所の立上げにつながる周知を行った結果（産出物）を表す成果指標

アクティビティ指標②の結果を表す成果指標であり、業務内容を見直し改善するための重要なプロセス指標であることから、成果指標に設定する。

本成果指標の設定・運用における留意事項は以下のとおりであり、受託者はこれを踏まえて成果指標を提案しなければならない。

- ① アクティビティ指標②の結果を表し、また、アウトカム指標①・②につながる指標であること。
- ② 成果指標の評価は古河市が行う。そのため、受託者は、評価にあたり古河市に追加の支出が生じない成果指標を提案すること。（例：月報、年報を用いて評価可能な成果指標）。

アウトカム指標①

充足見込み率

算定式：【（NW に参加する団体の運営する居場所が 1 つ以上ある小学校区の数） + （NW に参加する居場所立上げ意向のある団体が、居場所の立上げを予定している小学校区の数）】／【全小学校区 23 区】

事業目標である「市内に多数の居場所がある」を実現するには、前段として、「居場所運営者、居場所の立上げ意向のある団体等が NW に参加している」ことが不可欠である。本成果指標は、事業目標の兆しを捉えるものであるから、成果指標に設定する。

本成果指標の設定・運用における留意事項は以下のとおりであり、受託者はこれを踏まえて成果指標を提案しなければならない。

- ① 居場所を立ち上げていないがその意向がある団体等は、居場所の立地場所の見込みがついたもののみを計上する。
- ② 1 つの小学校区に複数の居場所がある場合も、「居場所がある小学校区」として 1 と計上する。
単純な%算出（居場所数÷小学校区数×100）とは異なることに留意すること。
- ③ 「4（3）居場所の定義」を満たすものを計上する。

アウトカム指標②

充足率

算定式：【NW に参加する団体が運営する居場所が 1 つ以上ある小学校区】／【全小学校区】

事業目標である「市内に多数の居場所がある」そのものを表すことから成果指標に設定する。

本成果指標の設定・運用における留意事項は以下のとおりであり、受託者はこれを踏まえて成果指標を提案しなければならない。

- ① 1 つの小学校区に複数の居場所がある場合も、「居場所がある小学校区」として 1 と計上する。
単純な%算出（居場所数÷小学校区数×100）とは異なることに留意すること。
- ② 「4（3）居場所の定義」を満たすものを計上する。

[illegible]

「7 成果指標」の評価方法は以下のとおりとする。なお、市が別途委託することの居場所支援事業
ニタリング及び成果指標評価業務において、評価するものとする。

7

成果指標	測定方法	評価方法
促すための周知を行った結果（産出物）を表す成果指標		
アウトプット指標② 事業者が提案した、居場所の立上げにつながる周知を行った結果（産出物）を表す成果指標		
アウトカム指標① 充足見込み率	事業者が形成した NW の登録者のうち、すでに居場所を立ち上げた団体及び居場所の立上げ意向のある団体を算定。 居場所がある小学校区を確認した上で、充足見込み率を算定する。	予め設定した目標値と、左記の方法で測定した成果指標の値を比較し、評価する。
アウトカム指標② 充足率	事業者が形成した NW の登録者のうち、すでに居場所を立ち上げた団体を算定。 それらの居場所がある小学校区を確認した上で、充足率を算定する。	予め設定した目標値と、左記の方法で測定した成果指標の値を比較し、評価する。

10 支払条件

「8 評価方法」における各年度の支払い条件及び支払い上限額は以下のとおりとする。なお、市が別途委託することの居場所支援事業モニタリング及び成果指標評価業務の評価結果に基づき、支払うものとする。

本事業における成果支払額の最大額は 63,792,000 円であり、各成果指標ごとの支払い上限額も変更しない。

年度別支払い上限額

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
支払総額	26,955,600 円	24,586,000 円	23,540,000 円	23,544,000 円	21,581,000 円
固定支払額	26,955,600 円	12,293,000 円	5,885,000 円	5,886,000 円	5,395,000 円
成果支払額	0 円	12,293,000 円	17,655,000 円	17,658,000 円	16,186,000 円

※消費税・地方税を含む

R8**アクティビティ指標①**

成果指標の達成率	0%	1 %～79%	80%以上
支払率	0%	達成割合と同一の割合	100%
支払条件① (予定価格が最大支払額) (千円)	0	達成割合と同一の割合× 最大支払額 (80%以上 のとき)	6,146.5

アクティビティ指標②

成果指標の達成率	0%	1 %～79%	80%以上
支払率	0%	達成割合と同一の割合	100%
支払条件① (予定価格が最大支払額) (千円)	0	達成割合と同一の割合× 最大支払額 (80%以上 のとき)	6,146.5

R9**アクティビティ指標①**

成果指標の達成率	0%	1 %～79%	80%以上
支払率	0%	達成割合と同一の割合	100%
支払条件① (予定価格が最大支払額) (千円)	0	達成割合と同一の割合× 最大支払額 (80%以上 のとき)	2,942.5

アクティビティ指標②

成果指標の達成率	0%	1 %～79%	80%以上
支払率	0%	達成割合と同一の割合	100%
支払条件① (予定価格が最大支払額) (千円)	0	達成割合と同一の割合× 最大支払額 (80%以上 のとき)	2,942.5

アウトプット指標①

成果指標の達成率	事業者提案	最大目標値
支払率	事業者提案	100%
支払条件① (予定価格が最大支払額) (千円)	事業者提案	5,885.0

アウトプット指標②

成果指標の達成率	事業者提案	最大目標値
支払率	事業者提案	100%
支払条件① (予定価格が最大支払額) (千円)	事業者提案	5,885.0

R10

アクティビティ指標①

成果指標の達成率	0%	1 %～79%	80%以上
支払率	0%	達成割合と同一の割合	100%
支払条件① (予定価格が最大支払額) (千円)	0	達成割合と同一の割合× 最大支払額 (80%以上 のとき)	2,829.0

アクティビティ指標②

成果指標の達成率	0%	1%～79%	80%以上
支払率	0%	達成割合と同一の割合	100%
支払条件① (予定価格が最大支払額) (千円)	0	達成割合と同一の割合× 最大支払額(80%以上のとき)	2,829.0

アウトプット指標①

成果指標の達成率	事業者提案	最大目標値
支払率	事業者提案	100%
支払条件① (予定価格が最大支払額) (千円)	事業者提案	5,000.0

アウトプット指標②

成果指標の達成率	事業者提案	最大目標値
支払率	事業者提案	100%
支払条件① (予定価格が最大支払額) (千円)	事業者提案	5,000.0

アウトカム指標①

居場所及び意向団体のある小学校区	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
充足見込率	0.0%	4.0%	9.0%	13.0%	17.0%	22.0%	26.0%	30.0%	35.0%	39.0%	43.0%
支払率	0%	1%	3%	4%	6%	8%	10%	15%	20%	25%	30%
支払条件① (予定価格が最大支払額) (千円)	0	20	60	80	120	160	200	300	400	500	600

11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
48.0%	52.0%	57.0%	61.0%	65.0%	70.0%	74.0%	78.0%	83.0%	87.0%	91.0%	96.0%	100.0%
35%	40%	50%	60%	70%	80%	85%	90%	92%	94%	96%	98%	100%
700	800	1,000	1,200	1,400	1,600	1,700	1,800	1,840	1,880	1,920	1,960	2,000

R11**アクティビティ指標①**

成果指標の達成率	0%	1 %～79%	80%以上
支払率	0%	達成割合と同一の割合	100%
支払条件① (予定価格が最大支払額) (千円)	0	達成割合と同一の割合× 最大支払額 (80%以上 のとき)	1,393.0

アクティビティ指標②

成果指標の達成率	0%	1 %～79%	80%以上
支払率	0%	達成割合と同一の割合	100%
支払条件① (予定価格が最大支払額) (千円)	0	達成割合と同一の割合× 最大支払額 (80%以上 のとき)	1,393.0

アウトプット指標①

成果指標の達成率	事業者提案	最大目標値
支払率	事業者提案	100%
支払条件① (予定価格が最大支払額) (千円)	事業者提案	5,200.0

アウトプット指標②

成果指標の達成率	事業者提案	最大目標値
支払率	事業者提案	100%
支払条件① (予定価格が最大支払額) (千円)	事業者提案	5,200.0

アウトカム指標②

居場所のある 小学校区	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
充足率	0.0%	4.0%	9.0%	13.0%	17.0%	22.0%	26.0%	30.0%	35.0%	39.0%	43.0%	
支払率	0%	5%	10%	20%	22%	24%	26%	28%	30%	40%	50%	
支払条件① (予定価格が 最大支払額) (千円)	0	150	300	600	660	720	780	840	900	1,200	1,500	
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
48.0%	52.0%	57.0%	61.0%	65.0%	70.0%	74.0%	78.0%	83.0%	87.0%	91.0%	96.0%	100.0%
60%	70%	80%	85%	90%	92%	94%	95%	96%	97%	98%	99%	100%
1,800	2,100	2,400	2,550	2,700	2,760	2,820	2,850	2,880	2,910	2,940	2,970	3,000

11 特記事項

- ・ 受託者は、成果指標の改善に尽力するという観点から事業期間中に業務内容をいつでも見直すことができる。その際、古河市に対して、理由及び新たな業務内容を事前に説明すること。見直しにより費用が増加する場合、当該増加費用は受託者の負担とする。
- ・ 古河市は、成果指標の改善に尽力するという観点から事業期間中に受託者に対して業務内容の見直しを求めることができる。その際、受託者に対して、理由及び新たな業務内容案を示した上で、新たな業務内容は受託者と協議の上決定する。見直しにより費用が増加する場合、当該増加費用は受託者の負担とする。
- ・ 受託者は、古河市に対して、成果指標、目標値、支払条件の見直しを求めることができる。その際、古河市に対して理由を示し、新たな成果指標、目標値、支払条件については古河市と協議の上決定する。なお、各成果指標の支払上限額の変更は行わない。
- ・ 古河市は、受託者に対して、成果指標、目標値、支払条件の見直しを求めることができる。その際、受託者に対して理由を示し、新たな成果指標、目標値、支払条件については受託者と協議の上決定する。なお、各成果指標の支払上限額の変更は行わない。
- ・ 古河市は、受託者が居場所を運営する団体等や居場所の立上げ・運営を検討する団体等を支援するにあたって相談や支援を求めた場合、誠実にこれに応じなければならない。
- ・ 古河市及び受託者は、本事業の責任者、担当者を変更する場合、十分な期間を確保して引継ぎを行い、事業の連続性を確保しなければならない。

12 成果品

「7 業務内容」「(1) 必須業務」「才進捗共有」の月報、年報及びその他必要な書類等を市が指定する期日・場所に納品すること。

13 支払条件

委託料は各年度に分割して支払うものとする。

14 遵守、調整する事項

受託者は、本業務の委託にあたり、法令並びに委託契約書、本仕様にて定められた条項を遵守するとともに必要に応じて市と十分に連絡・調整を行い、その指示に従わなければならない。

15 秘密の保持

本業務により知り得た個人情報は、他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後も同様とする。

また、本業務の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の個人情報に関する法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

16 権利義務の譲渡等

受託者は、本業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。ただし、市の承認を得た場合はこの限りではない。

17 協議

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、必要に応じて、市と協議して定めること。